

イギリスにおけるインフラクラウド市場調査の概要

ロボット/AI & 独禁/通商・経済安全保障ニュースレター

2025年9月11日号

執筆者:

[角田 龍哉](#)t.tsunoda@nishimura.com

イギリスの競争当局（Competition and Markets Authority、CMA）は、2025年7月、イギリスのクラウド市場の実態調査に関する[最終報告を公表](#)し、クラウド移行費用（egress fee）、ソフトウェアのライセンス慣行等によって競争上の懸念が生じていることから、2024年5月に成立し、2025年1月から一部施行されている[デジタル市場・競争・消費者法](#)（Digital Markets, Competition and Consumers Act、DMCC Act）の活用を促す旨の提言を行っている。本稿では、同最終報告の概要の紹介と日本への示唆に触れる。

1. 最終報告の概要

(1) 調査対象とイギリスのクラウド業界

- CMAの調査は、パブリッククラウドとして利用されるクラウドサービスであって、IaaSとPaaSを含むものを対象として実施された（paras. 1.16～1.24）。
- イギリスでは2024年に105億ポンドもの金額がこれらのクラウドサービスに対して支払われている（2020年比で約29%増）。IaaSとPaaSそれぞれの英国及びEEA市場シェア（supply revenueベース）は以下のような状況にある（2024年）（paras. 2.1～2.51, 3.178～3.193）。

表1：IaaS

名称	シェア
AWS	30-40%
Microsoft	30-40%
Google	5-10%
Others（Oracle, IBM, 独立系ソフトウェアベンダー等）	10-25%

表2：PaaS

名称	シェア
AWS	20-30%
Microsoft	10-20%
Google	5-10%
Others（Oracle, IBM, 独立系ソフトウェアベンダー等）	40-65%

- AI関連の需要に対応したクラウドサービスは、クラウドサービス提供者の製品の重要な一部となっていく（顧客のクラウドサービス提供者の選択上の重要な考慮要素になる等）一方で、現状では、クラウドサービスにおける競争状況を劇的に変えるほどの影響は有していない（paras. 4.134～4.142）。
- クラウドの公共調達（クラウドサービス市場における競争に一定の影響をもたらしている（paras. 5.146～5.155、Appendix K））。

- イギリスでは、Microsoft と AWS が公共セクター向けのクラウドサービスについて大きなシェアを有しており、これはクラウドサービス市場全体における地位と一致している。
- 王立調達サービス庁（Crown Commercial Service、CCS）は、英国政府におけるクラウド関連サービスの統一的な調達フレームワークである Government Cloud（G-Cloud）フレームワークについて、イギリスにおける IaaS と PaaS の収益の 5%以上を占める支払いを行っている。CCS は AWS、Microsoft、Google Cloud、Oracle、IBM、及び HP の 6 社との間で調達条件のベースラインを定めた MOU をそれぞれ締結しており、これが参入障壁となっていることが懸念されている。
- G-Cloud 上での調達について競争入札は行われない一方で、新たなクラウド関連のイニシアチブである Cloud Compute 2（2023 年 11 月に開始）においては、競争入札を経ることが求められる。もっとも、実態としては、引き続き G-Cloud の利用が好まれている状況にある。
- 公共セクターの顧客の中で、クラウドサービスの移行を経験した顧客は確認されなかった。現状では、クラウドに移行した環境を別のクラウドに移行するというよりは、いまだ伝統的な IT 環境をパブリッククラウドに移行することに注力する傾向にある。

(2) クラウド関連のプライシング・費用

- 現状でごく僅かな顧客がクラウドの乗り換えを経験するにとどまっており、そうした乗り換えには、商業的・技術的な障壁がある（paras. 3.420～3.457、6.28～6.594）¹。
 - 主な商業上の障壁としては、クラウドの乗り換えのためのデータの移行に必要なエグレスフィー（データの下り転送料）の存在及び程度がある。
 - 技術的な課題は、クラウドサービスの特徴やインターフェース上の相違や、クラウド間のレイテンシー、移行可能なスキルの欠如、移行方法や技術的障害の克服方法に係る不透明性などがある。
- これらの技術的、及び商業的な障壁は、英国のクラウドサービスをめぐる反競争性の要因となっている。これらの障壁により、顧客は、初期に選択したプロバイダーにロックインされ、当該プロバイダーは顧客の変化するニーズを反映せず、クラウドプロバイダーを選択する機会を制限するおそれがある。また、これらの障壁により、顧客は魅力的な製品に反応したり、他のプロバイダーの革新的な新サービスにアクセスしたりすることが制限され、プロバイダー間の競争が弱まるおそれがある。
- Microsoft、AWS、Google が提供しているクラウドクレジット（一定の割引サービス）は、クラウドサービスの利用を義務付けるものではないこと等に照らせば、競争に悪影響を与えているとの証跡は今回確認されなかった（paras. 5.111～5.132）。
- 確約利用料金契約（Committed spend agreements）については、広く普及しており、顧客の選択に一定の影響は与えるものの、クラウドサービス提供者間でこうした料金契約をめぐる競争は可能であり、現状、クラウドサービス市場における競争を阻害するものではない（paras. 8.1～8.131）。

¹ 日本では、PaaS の乗り換えに伴う（作業員の）個人データの移転について、当該個人データの第三者提供制限や個人情報の不適正利用に抵触するおそれがあることが乗り換えの障壁になり得る旨の主張がなされたのに対して、特定の PaaS 上での利用に限定して情報が取得・提供されたわけではないこと等に照らして、そのような障壁の存在は認められず、当該障壁が乗り換えを制限することの正当化事由になるわけではない旨の決定が下されている（東京地判令和 7 年 3 月 27 日・令和 6 年（行ク）第 5021 号）。CMA 最終報告では、UK GDPR 上の個人データの移転制限に関する規制が、インフラクラウド間の乗り換えの障壁になっている旨の指摘はなかったと説明されている（paras. 5.139～5.140）。

(3) ソフトウェアのライセンス慣行

- Microsoft は、自社のクラウド Azure 上、又は他のクラウドサービス提供者へのライセンス供与を通じて、顧客がクラウドサービスで使用する幅広いソフトウェア（Microsoft Windows Server、Microsoft SQL Server、Microsoft Windows 10/11、productivity software、Microsoft Visual Studio 等）を提供している。そして、Microsoft は、そうした個々のソフトウェア製品に関する世界市場において大きな市場支配力を有している。さらに、それらのソフトウェア製品は、クラウドサービスにとって重要な投入物となっている（paras. 7.110～7.507）。
- そこで、CMA は、こうした Microsoft のソフトウェアに関するライセンス慣行が、顧客によるクラウドプロバイダーの選択に影響を与えているかどうか、また、AWS や Google 等がクラウド上で Microsoft のソフトウェアを利用する顧客を効果的に獲得することを阻害し、競争を阻害しているかどうかを調査した。
- その結果、顧客がこれらのソフトウェア製品を AWS や Google のクラウド上で使用する場合と、Microsoft のクラウド上で使用する場合とでは、価格や品質に大きな違いがあることが確認された。例えば、AWS と Google がこれらの製品の一部について Microsoft に支払う価格は、一部のクラウドの顧客に対する Microsoft の顧客向け価格よりも高くなっているとの推計が確認された。そして、AWS と Google は、Microsoft のソフトウェアの一部の調達コストを価格に転嫁することになるため、一般的に、顧客向けの価格は Microsoft に比べて高価になっている。（利益率の水準がクラウドサービス市場における反競争性の判断に当たっての決定的な要因というわけではないものの、）関連する Microsoft のソフトウェア製品を組み込んだクラウドサービスにおける AWS と Google の利益率の推定値は、反競争性が生じている状況と一致している（paras. 7.508～7.567、7.605～7.658、Appendix T）。
- Microsoft は、ライセンス契約を通じて AWS と Google に特定のソフトウェア製品を提供しておらず、既存のライセンスを保有する顧客は、ほとんどの場合、これらのソフトウェア製品を AWS と Google のクラウド上で稼働させることができない。これらの制限を受け、特定のソフトウェア製品の Azure 上での使用率は、AWS や Google での使用率と比較して不均衡なものとなっている（paras. ～7.568～7.604）。
- このようなライセンス慣行は、クラウドサービス市場における競争を減退させる効果をもたらしている。これは、AWS 及び Google のクラウドサービスの提供における競争力、特に、すでに関連する Microsoft のソフトウェアを投入物として利用し、一定の投資等をしていて、クラウドサービスを購入する顧客の獲得をめぐる競争力に対して、一定の悪影響を及ぼす。また、こうした影響に対して対抗できる代替的な競争手段は見当たらない。これにより、英国のクラウドサービスにおける反競争性の発生につながる（paras. 7.680～7.699、7.742～7.776）。

(4) 提言

- CMA は、二大プロバイダーである Microsoft と AWS を DMCC Act 上の戦略的市場地位（SMS）を有する事業者指定することを検討するための調査の開始を優先的に実施することを推奨する。CMA は、2026 年前半に、この件について検討を行う。
- その過程では、EU におけるデータ法に基づく介入を含む、他の法域における介入との規制上の相違リスクを軽減する必要性も考慮する必要がある（以上、paras. 36～42、10.18～10.26、10.58）。

2. 日本のクラウド業界

- インフラクラウドに関連したソフトウェアのライセンス慣行、移行費用等の競争法上の課題については、OECD がペーパーを公表するとともに²、フランス等の EU 加盟国や韓国等の諸外国における実態調査や事件調査が行われており、特定の法域に限っては一定の妥結が実現した例もある³。さらに、日本の公正取引委員会も民間部門における IaaS と PaaS に関する報告書⁴や公共部門における SaaS に関する報告書⁵を公表していることは、すでに弊所のニュースレター等でもご紹介してきたところである⁶。
- 今回の CMA による最終報告も、こうした諸外国の動向と基本的に軌を一にする内容のものである。特に日本にとって、イギリスは、インフラクラウドの普及の進展状況に加え、インフラクラウドの政府調達（ガバメントクラウド）の整備、ガバメント AI を含む AI 開発の促進等といった側面でも共通点がある。そのため、CMA の最終報告には、日本の独占禁止法上の評価に当たっても、CMA 独自に実施されたソフトウェアに関するライセンス慣行のコスト利益分析等、参考にできる取組みが含まれているだろう。また、CMA の最終報告に至るまではサプライヤ・カスタマサイドを問わず幅広い意見提出とその検討が行われており、日本でも、例えば、公正取引委員会が日本のクラウドカスタマー企業向けに、クラウドサービスプロバイダによる慣行によって受けた影響等の情報提供窓口を設置する等する競争アドボカシー的なアプローチも参考になる⁷。
- 他方で、日本では、EU のデータ法を参考にしたデータ利活用法制の検討が進められているといった、イギリスに比べて課題解決に先駆けている部分もある⁸。そのため、インフラクラウド関係事業者においては、こうした各国動向の概要をフォローすることに加えて、こうした日本の実情・政策環境を踏まえた、CMA の最終報告が提示する競争上の課題が日本でも直ちに引き上げられるべきものか、一定の距離のあるものか等の検証を加えながら、こうした動向をキャッチアップしていくことが必要となろう。

² OECD, [COMPETITION IN THE PROVISION OF CLOUD COMPUTING SERVICES](#), May 20, 2025.

³ CISPE, [CISPE Secures Landmark Licensing Reform in Agreement with Microsoft](#), July 18, 2025.

⁴ 公正取引委員会「[クラウドサービス分野の取引実態に関する報告書について](#)」（令和 4 年 6 月 28 日）。

⁵ 公正取引委員会「[官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書について](#)」（令和 4 年 2 月 8 日）。

⁶ これらの公正取引委員会の報告書や EU における動向等の詳細、関係性等については、「[クラウドの活用と課題～日欧における競争政策の最新動向を踏まえて～](#)」（2023 年 6 月 23 日号）、「[EU のデジタル競争政策をめぐる最新動向～クラウド、プライバシー/データ保護、プラットフォーム](#)」（2023 年 7 月 10 日号）、「[日本における DX とクラウドの利活用 - 競争政策に対する示唆を踏まえて](#)」NBL No.1221（2022 年 7 月号）等も参照。

⁷ 公正取引委員会「[デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて - アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化](#)」（令和 4 年 6 月 16 日）、「[公正取引委員会委員長就任に当たって](#)」（令和 7 年 5 月）参照。

⁸ デジタル行財政改革会議「[データ利活用制度の在り方に関する基本方針](#)」（2025 年 6 月 13 日）。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com